

旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和4年5月13日学長裁定)

旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(仕様策定委員会)</p> <p>第2 本学において、大型設備の調達を行う場合には、その都度、調達しようとする設備（以下「設備」という。）の仕様の策定を行うため、仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。</p> <p>2 委員は5人以上の委員をもって構成するものとする。</p> <p>3 委員の委嘱は、学長が行うものとし、委員のうち1人以上は事務局企画調整役（総務・教務担当）、事務局次長（病院担当）、課長、課長補佐等を委嘱しなければならない。</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年5月13日に実施し、改正後の第2第3項の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和4年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(仕様策定委員会)</p> <p>第2 本学において、大型設備の調達を行う場合には、その都度、調達しようとする設備（以下「設備」という。）の仕様の策定を行うため、仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。</p> <p>2 委員は5人以上の委員をもって構成するものとする。</p> <p>3 委員の委嘱は、学長が行うものとし、委員のうち1人以上は事務局次長、課長、課長補佐等を委嘱しなければならない。</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(略)</p>